

改葬許可の手続き手順

- 改葬許可申請書（許可書）に記入押印。
- 管理者も記入押印。（現埋葬墓地管理者）
- 申請書と受け入れ側管理者の証明書（コピー）を提出。
- 証明書は、受け入れ側墓地管理者等より提出のある墓地使用許可証や区画使用許可証等受け入れ態勢の確認ができるもの。

注意点

- 1） 1枚の申請書で改葬許可ができるのは、遺骨1体分です。
- 2） 遺骨2体以上の改葬を申請する場合は、続紙を使用してください。続紙を使用する場合は、改葬許可申請書と続紙を合わせて墓地管理者の割印をしてください。
- 3） 改葬許可申請者と墓地使用者等（受け入れ先の墓地の使用者）が違う場合は、『承諾書』を提出してください。